

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第卷十五第

月三年五十和昭

論叢

勢力加速度の法則……………文學博士 高田保馬

日本經濟理論に於ける主體性の發展……………經濟學博士 石川興二

時論

地方稅制の改革を論ず……………經濟學博士 汐見三郎

研究

ナチス住宅政策の原理……………經濟學士 中川與之助

金史食貨志に見はれたる貨幣思想……………經濟學士 穗積文雄

貨幣の資本的考察……………經濟學士 中谷實

說苑

北支に於ける人口の分布と變動……………經濟學士 菊田太郎

農業に於ける保險と信用の問題……………經濟學士 西藤雅夫

パウル・アルント・日本に於ける低勞賃……………經濟學士 青山秀夫

附錄

彙報

外國雜誌論題

農業に於ける保険と信用の問題

西 藤 雅 夫

保険と信用との二つの機構は、本來、相互に關聯するものとして理解せられる。即ち、直接には、保險事業に於ける責任準備金の運用が、信用と云ふ形を取る場合であり、間接には、保險が財産の價値を保全するの結果として、この財産を擔保若しくは抵當とする信用の授受を、容易ならしむる場合である。

保險と信用とは、元より、その性質と機能とを相異にし、その事業の機構は、それぞれ獨立するものとして組織せられる。我國でも、また、この趣旨から、保險事業と、信用の授與を業務とする銀行ならびに信用組合の事業とは、原則として、これを兼ね營むことを得ざるものと定められてゐる。然し乍ら、それは、制度として、云はゞ形式的な一應のことがらであつて、

いま、この二つの機構に於ける資金の交流と云ふ、實體的な考察よりすれば、保險と信用との關聯は、極めて緊密なるものがあるを知らねばならない。

保險と信用とに於ける資金の交流は、云ふまでもなく、あらゆる産業に互りて見られる。然し乍ら、いま特定の産業の領域に於て、その産業に對する保險と信用との機構に就て考察するならば、また、自ら特異なる姿が認められるであらう。こゝには、昭和十三年十二月、國際聯盟總會に對する財政部會の報告 (Report on systems of agricultural credit and insurance) を基礎として、農業に就てこれを考察したいと思ふ。

この報告に就ては、佛蘭西國立農業信用金庫の名譽總裁たるタルデ (M. L. Tard) が、聯盟事務局の委嘱により、主として、歐羅巴諸國の實情調査の、指導に當つたのである。尤も、この調査自體の主力は、特に、農業信用の組織に注がれてゐるのであるが、尙ほ、私がかゝる問題とする所に就ても、示唆する點渺しとなす。

タルヂによれば、農業保険は、農民の動産、不動産若しくは作物に對する、損害を填補するの制度たるに止らず、また、農業の經營に必要な信用の機能を効果あらしむるための、不可缺の條件をなすものである。

彼は、苟くも農民の財産が、擔保若しくは抵當とされ得られる程のものであるならば、それが保險の目的とせられることは、一般的に、困難なることではない、とする。これがまた、ひるがへりて、農民の辨濟能力を保護する所以ともなる。今日、多くの國にありて、農民が貸付を受くるに當りて、擔保若しくは抵當たる所の動産若しくは不動産に就て、或は強制的に、¹⁾或は任意的に、これを保險——特に火災保險——に附せしめるのであるが、これによりて、右の事實が窺はれるのである。

扨て、今日、農業保險制度としては、營利を目的とする會社組織によるもの、相互主義に基く組合組織によるもの、ならびに國家の機關によるもの、三種が存

農業に於ける保險と信用の問題

在するのであるが、いづれの國にありても、最も支配的であり且つ根幹となるものは、組合組織によるものである。

この制度は、タルヂの言葉を借りるならば、三重の性格を以て作られてゐる。即ち、第一に、農業保險組合が、農民を加入者として、各地に組織せられ、第二に、それらが、地域的に再保險組合を組織し、更に第三に、國家若しくは中央機關との間に、再保險契約を結ぶ。斯くして、組合組織による所の農業保險制度が、その國民經濟全般に互りて、一つの體系として形づくられることとなる。

タルヂによれば、この組織に於ては、極めて注目すべき事柄がある。即ち、組合員たる農民は、本來、危險の申告に就ても、損害の査定に就ても、相互に虚偽を防止するの立場に置かれる。これによりて、過大の損害の填補が避けられるのであるから、保險料は、それ丈け低下せしめられることとなる。²⁾

農業保險が、組合組織によりて支配的に行はれる國

- 1) チュニスに於て、これを見ること出来る。この國では、雹害保險として行はれる。この場合の保險料の計算は、極めて素朴で、例へば、作物に對する十分の一税 (achour) として定められる。
- 2) これは、云ふまでもなく、純保險料に就ての考察である。附加保險料に就ても、この組織が、元來、利潤の追求を目的とせざるものであるから、

にありても、尙ほ、會社組織の制度は見られる。然し乍ら、タルヂの指摘するが如く、この場合の營業の本據は、多くは都市にあるのであるから、農業經營の事情は、必ずしも充分に知られ難いのである。それ故に、保險會社は、保險料の特に高からざる限り、例へば一般的なる火災の危険を除きては、農業個々の危険を引受くることを好まざるを、常とする。組合組織がさかんとする理由は、この點にも認め得られる。

他方、農業信用の制度にありては、その姿は頗る區々であるけれども、今日、數ヶ國の例外を除きては、保險に於けると同じく、組合組織によるものが最も多い。これに就ては、タルヂは、農業保險に關して述べたと同様に、組合が、信用の諸條件に就て適切なる判斷をなし得る施設を持ち、且つ特に、資金の回收と云ふ點に關しては、農民の連帶保證を得るの立場にあることを指摘してゐる。

この信用制度に於ても、三重の性格を以て、組合が地域別に、または國家若しくは中央機關に、それぞれ

結び付けられる場合が多い。元より、農業經營にありては、信用の大きいさや、その期間や、擔保若しくは抵當とせられる財産の種類などの諸條件は、頗る多岐に互るのであるから、比較的に小規模なる組合組織のみを以ては、決して充分とは云ひ難い。斯る場合には、比較的大規模の會社組織による各種の銀行が、組合組織と相ならびて成立することとなる。然し乍ら、今日、多くの國々の全體に互る考察よりすれば、農業信用の制度としては、組合組織によるものが、その根幹とせられ、各種の銀行や國家の機關が、それぞれ程度を相異にしつゝ、或は併立し、或は結び付いてゐるのである。タルヂもまた、この報告に於て、農業信用の領域にありては、信用機關は、相互主義による組合組織たるべきことを強調してゐる。

三

右によりて、我々は、農業の領域に於ける、保險と信用との兩制度の根幹が、多くの國々に於て、相互主義による組合組織にあり、地方と中央との間に、密接

3) 法にして妥當なる限り、また、低きを得ることとなる。北米合衆國、ソ連邦、南阿聯邦、アルゼンチン、モロツコ、カナダ、濠洲などこれに屬する。これら諸國にありては、農業信用業務は、國家の直接の保護のもとに、各種の農業銀行、ならびに一般商業銀行によりて行はれ、而かも、それらが、中央に於て集中せられてゐる。

なる結び付きを見せつゝ、一國の經濟全體に互りて、ある體系をすることを知つたのである。然し乍ら、この體系は、保險及び信用として、それぞれ別個のものであつて、この二つが表裏の關係に立ちながら、その國の農業の經營に對して役立つこととなる。

扱て、こゝに注意すべきは、この觀察は、飽くまで信用と保險の兩制度が、制度として、二つの體系のものと組織づけられると云ふ、云はゞ、形式的なる關聯である。そこで、いま、最初に述べたるが如き、保險と信用とに於ける、資金の交流に着目して、この二つの制度を有効に運用すると云ふ、云はゞ、實體的なる觀察に立つならば、更に進みて、この二つの制度を結び付ける企ては、こゝに問題となり得ないであらうか。タルヂは、この報告の結論に於て、この二つの制度の將來に關する、幾つかの對策に論及してゐるのであるが、それは、いづれも、別個の制度としてであつて、兩者を關聯せしめたる考察ではない。

農業は、云ふまでもなく、自然的事情に制約せられ

ながら、廣く各地に分散して、比較的に小規模を以て營まれる事業である。それ故に、その經營に直接に接觸する保險及び信用の機關は、これに敏活に即應し得る組織たるを必要とする譯であり、こゝに、組合の成立する基礎を認めることが出来る。組合組織が、全體として、中央へ結び付けられることが緊密となれば、それ丈け、その機能は大となる。

既に、保險と信用とが、そのものとして實體的に關聯し、且つ組合組織が農業經營の實情に適合すること右の如くであるならば、組合が、農業の經營に直接に接觸しつゝ、保險と信用との二つの業務を兼ね營むと云ふことは、必ずしも不可能ではないであらう。これは、唯だ概念的に考察し得られる所ではなく、諸國に於ける現行の制度や、その運用の實情によりても、これを親ふことが出来るのである。

タルヂの報告によれば、希臘に於ては、希臘農業銀行が、直接に火災保險業務を行ひ、また、その銀行の支配する農業保險銀行が、雪害、霜害、家畜の斃死及び

- 4) 和蘭にありては、相互組織若しくは組合組織の銀行がある。その内容に就ては、いま詳かではない。
- 5) この報告に於て、タルヂは、信用制度の委より、四つの國家群に分つてみせる。即ち、第一群は、直接に國家の監督を受くる、大會社組織による國々、第二群は、組合組織と國家機關との併存せる國々、第三群は、國家の保護の

傷害に對する保険を引受ける。而かも、この農業銀行は、他面、信用組合に對する貸出を行ふのである。和蘭にありては、相互組織の銀行が保険を取扱ひ、農業信用銀行のうちにも、保険業務をなすものがある。

我國に於ても、生命保険事業と信用組合の業務との間には、可なり密接なる關聯が見られる。農民は、しばしば、その營業資金を借受けるために、生命保険證券を擔保とするのであるが、この擔保を、當該保險會社に對してではなく、所在の信用組合に提供する場合がある。蓋し、農民は、保險會社の本店から借受ける煩雜をいとふためである。加之、最初から、彼等が、信用組合より信用を受くる目的を以て、保險會社に對して、生命保険契約を結ぶ場合すらあると云はれる。

いま、茲に一步を進めて、制度として、組合組織によりて、保険と信用とを兼ね營むこととしても、それは、一般的考察として然るのであつて、その程度は、國々の農業事情によりて相異なるべきこと云ふまでもない。即ち、農業の經營に直接に接觸する組合にありて

も、地域的または中央の機關にありても、保険と信用との二つの業務が、或は相分れて營まれ、或は兼ね營まれ、更にまた、兼營の場合にありても、いづれか一方が前面に現はれ、他方がその背後に退くと云ふが如くにして、制度として輕重の存することが望ましいであらう。一國に於ける保険及び信用の二つの制度を、斯くの如くにして、全體として體系づけることは、一見、保険と信用そのものを混淆するが如くであるけれども、實體的にはむしろ、これによりて、その本質的機能を充分に發揮せしめることとなり、その國の農業の圓滑なる發展が期し得られる所以ではないであらうか。

四

扱て、右に述べたる所とは一應別個に、次の問題を考察しやう。

周知の如く、農業にありては、災害と稱せられる所の、保険に附し得ざる大規模の危険がある。斯る災害のための資金の運用は、嚴密には保険と名付け難きも

に、組合組織による國々、第四群は、國家の保護を受けざる組合組織による國々である。

- 6) この保護は、一般農民に對してのみならず、組合に對しても行はれる。後者に就ては、それが再保險であるか否かは、いま詳かではない。

のであるかも知れないが、その機構の如何によりては
保険と信用との關聯は、極めて密接となる。即ち、タ
ルヂによれば、佛蘭西及びラトビヤにありては、この
資金が、國家によりて構成せられ、特にラトビヤで
は、その運用は、保險契約として、一般保險會社なら
びに相互保險組合によりて、行はれるのである。

いま、この報告の範圍内では、右の契約の内容は詳
かではない。即ち、どれだけの保險料が農民によりて
支拂はれるか、または國家によりて負擔せられるか、
この資金は責任準備金として計算せられるか、または
臨時の救濟資金として構成せられるか、更に、この資
金の運用は、再保險契約として行はれるか、または貸
付として行はれるか、などの諸點に就ては、遺憾なが
ら、これを知り得ないのである。

然し乍ら、右のいづれの場合たるとを問はず、巨額
の資金が、國家の手によりて、損害の填補のために集
められ、その運用によりて、信用の領域に於ける活
動を大ならしめると云ふことがらに至りては、極めて

注目すべきものがある。災害に基く損害の填補は、本
來、國家的政策として行はれるものであるから、いま
右の資金の運用に就て、營利を目的とせざる組合組織
が、その仲介者となるならば、また、適切たるを得る
譯である。こゝにも、組合組織に於ける、保險と信用
との、實體的なる關聯を見ることが出来るであらう。

今次の議會に於て、はからずも、産業組合が三保險會社を
買収するの件が、問題とせられた。今日報ぜられてゐる限り
では、産業組合は、組合として、直接に、保險事業の經營に當
る模様はない。然し乍ら、この計畫の意圖に於ては、保險業
務を、組合の事業活動の範圍内に收め、而かも、それを、相
互組織のもとで實現せんとする、と云ふことが考へられる。
これに關する、現實の諸問題はとも角として、我々は、これ
によりて、農業關係の保險事業が、今後、組合組織的色彩を
持ち、その組織のもとで、信用業務との關聯を顯著にするで
あらうことを、知り得るのである。

(二、二〇追記)